## ○白岡市個人番号の利用に関する条例

平成27年12月18日 条例第28号 改正 平成28年3月28日条例第10号

平成30年12月21日条例第39号

令和2年3月19日条例第7号

令和4年12月21日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
  - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
  - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番 号利用事務実施者をいう。
  - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する 情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、個人番号の利用 に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるととも に、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じ た施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる 執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行 機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理 するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当 該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定 により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事 務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、こ の限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって同表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。)で定める事務その他規則で定める事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって主務省令で定めるものその他規則で定める特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の 条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む 書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったもの とみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項 ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行 する。

附 則 (平成28年3月28日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項 (ただし書に係る部分に限る。)及び第3項(ただし書に係る部分に限 る。)の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲 げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表第1 (第4条関係)

(令2条例7・令4条例32・一部改正)

執行機関	事務
1市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務で
	あって規則で定めるもの
2 市長	白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年白
	岡町条例第19号)による重度心身障害者医療費の支給に関す
	る事務であって規則で定めるもの
3 市長	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年白岡町条
	例第13号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事
	務であって規則で定めるもの
4市長	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年
	白岡町条例第20号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関
	する事務であって規則で定めるもの

## 別表第2 (第4条関係)

(令4条例32·全改)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に	生活保護法(昭和25年法律第14

で定めるもの

対する生活保護の実施に 4号) による保護の実施又は就労自 関する事務であって規則立給付金若しくは進学準備給付金の 支給に関する情報(以下「生活保護 関係情報」という。)であって規則 で定めるもの

> 地方税法(昭和25年法律第226 号) その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税 額又はその算定の基礎となる事項に 関する情報(以下「地方税関係情 |報」という。) であって規則で定め るもの

> 医療保険各法 (健康保険法 (大正1 1年法律第70号)、船員保険法 (昭和14年法律第73号)、私立 学校教職員共済法 (昭和28年法律 第245号)、国家公務員共済組合 法(昭和33年法律第128号)、 国民健康保険法 (昭和33年法律第 192号) 又は地方公務員等共済組 合法(昭和37年法律第152号) をいう。)又は高齢者の医療の確保 |に関する法律(昭和57年法律第8 0号)による医療に関する給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」と いう。)であって規則で定めるもの |児童扶養手当法(昭和36年法律第 238号) による児童扶養手当の支

給に関する情報であって規則で定め るもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する 法律(昭和39年法律第134号) による障害児福祉手当若しくは特別 障害者手当又は国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律部 34号)附則第97条第1項の「 第34号)附則第97条第1項に 計算する情報(以下 手当の支給に関する情報(以下 別児童扶養手当等関係情報」との う。)であって規則で定めるもの う。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第14 1号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73 号)による児童手当又は特例給付の 支給に関する情報であって規則で定 めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)に よる支援給付又は配偶者支援金の支 給に関する情報(以下「中国残留邦

人等支援給付等関係情報」とい う。) であって規則で定めるもの 介護保険法(平成9年法律第123 |号)による保険給付の支給、地域支 援事業の実施又は保険料の徴収に関 する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律(平成1 7年法律第123号)による自立支 接給付の支給に関する情報であって 規則で定めるもの 2 市長 白岡市重度心身障害者医 医療保険給付関係情報であって規則 |療費支給に関する条例に ||で定めるもの よる重度心身障害者医療 身体障害者福祉法 (昭和24年法律 費の支給に関する事務で|第283号)による身体障害者手 あって規則で定めるもの帳、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律(昭和25年法律第12 3号)による精神障害者保健福祉手 帳又は知的障害者福祉法(昭和35 年法律第37号)による知的障害者 に関する情報であって規則で定める \$,0 生活保護関係情報であって規則で定 めるもの 地方税関係情報であって規則で定め

るもの

住民基本台帳法(昭和42年法律第

81号) 第7条第4号に規定する事

頃(以下「住民票関係情報」とい

		う。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報
		であって規則で定めるもの
3 市長	白岡市在宅重度心身障害	地方税関係情報であって規則で定め
	者手当支給条例による在	るもの
	宅重度心身障害者手当の	特別児童扶養手当等関係情報であっ
	支給に関する事務であっ	て規則で定めるもの
	て規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定め
		るもの
4市長	白岡市ひとり親家庭等の	地方税関係情報であって規則で定め
	医療費の支給に関する条	るもの
	例によるひとり親家庭等	住民票関係情報であって規則で定め
	医療費の支給に関する事	るもの
	務であって規則で定める	
	もの	